

大分県障害者相談支援従事者 人材育成ビジョン

令和5年4月
大分県自立支援協議会



☑ 目次

1. はじめに
2. 相談支援制度
3. 大分県の現状
4. 相談支援の流れ
5. 研修体系
6. キャリアパス

1. はじめに

- 相談支援専門員は、障がい者が希望する暮らしを送るために必要となる基本相談や、障害福祉サービスを受ける前提となるサービス利用計画作成など、重要な役割を担っていることから、その資質の向上や相談支援体制の充実強化が求められます。
- 相談支援専門員の養成については、幅広い知識や能力が求められることから、法定研修だけでは不足する部分を補足するため、スキルアップ研修の受講や地域づくりの活動が重要となります。
- また、基幹相談支援センターや、主任相談支援専門員制度の創設により、相談支援制度は複雑化していることから、地域ごとの相談支援体制を理解する必要があります。
- そこで、本ビジョンでは、相談支援制度の概要や、大分県内の現状を示すと共に、標準的なキャリアパスを作成することにより、相談支援専門員の研修受講や地域活動を促進し、主任相談支援専門員の育成等を図ることとしています。
- また、本ビジョンにより、相談支援専門員の資質向上や制度理解が進み、地域に必要な相談支援体制の充実が達成されることを期待しています。

2. 相談支援制度

【障害者総合支援法の目的、理念】

○目的～第1条より抜粋

- ・ 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる
- ・ 障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する

○基本理念～第1条の2より抜粋

- ・ 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される
- ・ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される

2. 相談支援制度

現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)	■ 1,741市町村中 687市町村 (H31.4) 39% 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% ※箇所数は1,100ヶ所 (R3.4)
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、 相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各 種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	■ 全部又は一部を委託 1,576市町村 (91%) ■ 単独市町村で実施 1,042市町村 (60%) ※R3.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及 び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,202ヶ所 (H31.4) 22,453人 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,157ヶ所 (20%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支 援従事者(兼務可)、う ち1以上は相談支援専 門員、管理者	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	■ 3,377ヶ所 (H31.4) 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4)

2. 相談支援制度

重層的な相談支援体制

<第3層>

- c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

- b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

- a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

3. 大分県の現状

大分県内の市町村は、人口規模も小さく、相談支援事業所数も少ないことから、基幹相談支援センターや委託相談が欠ける「2. 5層」となっている。

地域全体として担うべき業務内容は「3層」の場合と同様であることから、関係機関における業務分担を明確にして、漏れのない相談支援体制を構築する必要がある。

	厚労省モデル	大分県モデルA	大分県モデルB
<第3層> 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など	自立支援協議会	自立支援協議会	自立支援協議会
	基幹相談支援センター		
<第2層> 一般的な相談支援	委託相談 (市町村相談支援事業)	自立支援協議会	委託相談 (市町村相談支援事業)
<第1層> 基本相談支援を基盤とした計画相談支援	特定相談	特定相談	特定相談

3. 大分県の現状

大分市 ・委託(3) ・特定(51) ・児童(32) ・一般(10)

●人口:474,314人

●面積:502.39km²

「身体」「知的・児童」「精神」の各分野を専門とする3つの委託相談支援事業所が、「大分市障がい者相談支援センター（大分市障がい者虐待防止センター併設）」として、同一建物内において連携・協働することにより、相談支援体制の充実強化を図っている。

●緊急相談ダイヤル「あんしんコール」

家族等介助者の急病による不在、障がい者虐待、障がいのある方の状態変化等により自宅等での生活を継続することが困難となり、緊急な対応が必要になったときなどに、相談内容に応じて必要な支援等を行っている。

平日：午前9時～午後9時 土日祝等：午前9時～午後6時 休所日：なし（年中無休）

大分市障がい者相談支援センター

さざんか

【委託】
身体

コーラス

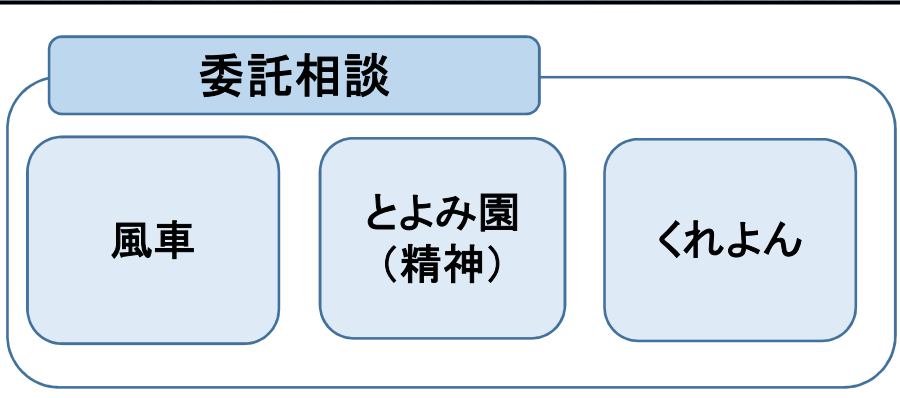
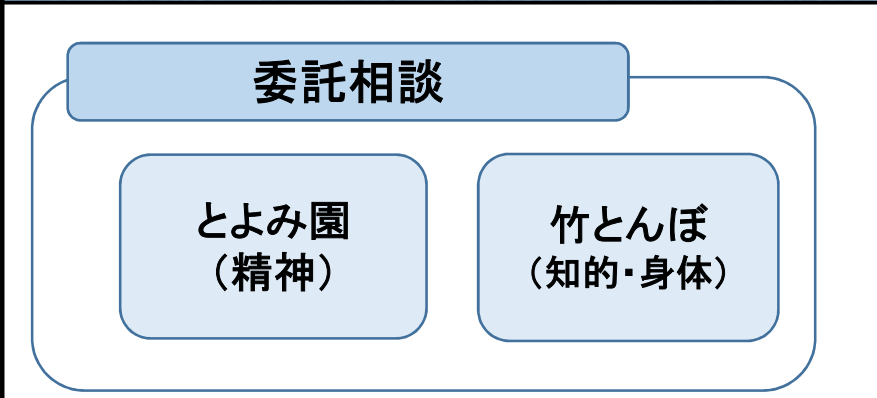
【委託】
知的・児童

きぼう21

【委託】
精神



3. 大分県の現状

臼杵市 ●人口: 34,627人 ●面積: 291.20km ² ・委託(3)・特定(3)・児童(3)・一般(1)	津久見市 ●人口: 15,218人 ●面積: 79.48km ² ・委託(2)・特定(2)・児童(2)・一般(2)
	

(自立支援協議会の取り組み)

○両市共通の取り組みとして、「臼杵市就労部会」と「津久見市しごと部会」を月1回共同で開催し、就労関係情報誌(ワークマガジン)の発行や、障がい者雇用の理解・促進に関連した企業向けパンフレットの発行等を実施している。

○臼杵市地域生活部会は、令和元年度から「臼杵市カラフルカフェ」を委託事業として月2回実施している。障がいのある人とその家族、地域住民、専門職等も含め、子どもから高齢者まですべての人を対象として、好きなことを自由にして、一緒の空間で会話を楽しんだり、場の雰囲気を楽しんだりする活動を行っている。

3. 大分県の現状

由布市

・委託(3) ・特定(5) ・児童(4) ・一般(2)

●人口:32,414人

●面積:319.32km²

委託相談

こだま

由布市障がい者
相談支援センター

こうせいかん

COMPASS

ほほえみ

○運用当初は町内で担当を分けていたが、現在は明確な区分けは設けていない。
そのため、引き受けた事業所が対応している。

【委託事業所】挾間町(1)、庄内町(2) 【委託以外】庄内町(1)湯布院町(1)

○基幹相談支援センターが行うべき業務について、現状では由布市、自立支援協議会、委託相談等で担っているが、地域移行・地域定着促進の取り組みについては、あまり進んでいない。

○緊急時入所支援として、介護者の病気や事故、通夜、葬儀などにより居宅生活が維持できなくなった際に、短期入所等の障害福祉サービスと連携して利用できるよう支援を行っている。

平日の午前9時～午後5時:由布市福祉課

平日の午後5時～翌午前9時・土日祝日等:夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター

(委託先:こだま)

3. 大分県の現状

別府市 ・ 基幹・委託(4) ・ 特定(24) ・ 児童(22) ・ 一般(12)

●人口: 114,018人
●面積: 125.34km²

基幹・委託

別府リハビリ

ぱれっと

たいよう

泉

○H30基幹相談支援センター設置(区割り制)

○月1回の基幹相談支援センター等運営部会や年4回の市との協議により、業務の均質化を保っている。

○自立支援協議会の運営は市を事務局として4基幹が主体的に行っている。



※別府市ホームページより

3. 大分県の現状

杵築市

・委託(4)・特定(6)・児童(2)・一般(1)

●人口:26,946人

●面積:280.08km²

基幹相談支援センター

まるっと

委託相談

太陽の家

暘谷苑

しらはぎ
みのり

○全世代型相談窓口を開設

○障害者・高齢者を対象とした重層型相談地域ケア会議を定期的開催

○基幹相談支援センターが自立支援協議会相談支援事業専門部会を運営

日出町

・基幹(3)・委託(4)・特定(7)・児童(4)・一般(4)

●人口:27,484人

●面積:73.26km²

基幹・委託

太陽の家

ほほえみ

しらはぎ
みのり

委託

暘谷苑

○R3基幹相談支援センター設置

○基幹相談支援センターが協議会を運営

○協議会による就労支援事業所マップ有

3. 大分県の現状

国東市 ・ 委託(2) ・ 特定(2) ・ 児童(2) ・ 一般(2)

●人口:25,281人

●面積:318.1km²

委託相談

タイレシ

三角ベース

○2相談事業所が、委託相談、計画相談等を実施している。

○自立支援協議会は、市と委託相談が共同で運営。

○月1回の相談窓口部会において、事例報告等を実施。

姫島村

●人口:1,930人

●面積:6.98km²

○村内に事業所は無いことから、相談対応等については、役場(住民福祉課)が対応している。

○地域生活支援拠点として、国東市の「タイレシ(相談)」、「グループホームあじさい(緊急時の受け入れ)」と委託契約を締結している。

3. 大分県の現状

佐伯市 ・ 委託(3) ・ 特定(11) ・ 児童(8) ・ 一般(4)

●人口:64,463人

●面積:903.14km²

佐伯市障がい者相談支援センターすきっぷ

清流の郷

週4日
【委託】
身体

まるまる

週4日
【委託】
知的・児童

ライフネット

週4日
【委託】
精神

○佐伯市保健福祉総合センター「和楽」内に、「佐伯市障がい者相談支援センターすきっぷ」を設置し、委託相談支援事業所の職員が相談業務を行なっている。

○「障害者就業・生活支援センターじゃんぷ」を併設し、生活や就労に関することをワンストップで相談できる。

○「佐伯市成年後見支援センター」を佐伯市社会福祉センター内に設置し、成年後見制度等に関する各種相談を行っている。

3. 大分県の現状

豊後大野市・委託(2)・特定(9)・児童(8)・一般(2) ●人口:32,485人
●面積:603.14km²

委託相談

プラス

サポートセンター
サライ

○相談支援体制の充実や強化を図る為平成30年度より委託相談支援事業所が1事業所増え2事業所となった。現状では担当地区や障害種別等対象者の分担は定めていません。サービス利用に関する相談が多く計画相談業務の比重が高い傾向である。

○豊後大野市と協同の自立支援協議会の運営や、成年後見に関する会議、居住支援協議会など多機関、多職種と地域生活を支える協議の場に参加している。

竹田市 ・委託(4)・特定(4)・児童(3)・一般(4) ●人口:19,362人
●面積:477.53km²

委託相談

竹田市こころの相談
支援事業所

やまなみ

コロニー久住 相
談支援事業所

サポートセンター
サライ

○4相談支援事業所が委託、特定、一般相談を実施する体制である。障害種別によって、各々の相談支援事業所の経験を生かし支援を行っている。

○相談支援事業所連絡協議会を定期開催(竹田市と委託相談支援事業所)し、自立支援協議会の運営や精神保健、高齢者、子育てに関する機関等の会議にて地域課題の共有、協議を行いネットワークの構築に取り組んでいる。

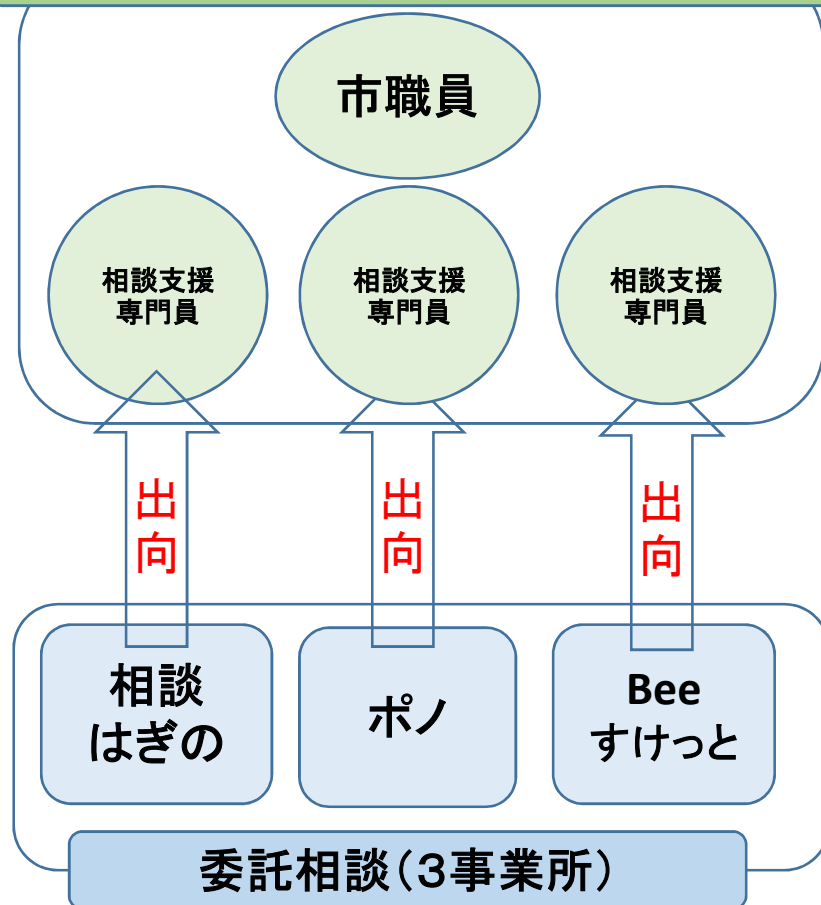
3. 大分県の現状

日田市・基幹(1)・委託(3)・特定(4)・児童(4)・一般(4)

●人口:60,770人

●面積:666.03km²

日田市障がい者基幹相談支援センター



基幹相談支援センターを令和5年4月に設置。

役割を明確にするため、基幹、委託、特定による3層構造・厚労省モデルを目指す。

- ・地域支援拠点事業の定期会議
- ・市内事業所への周知
- ・自立支援協議会事務局の運営と開催時の担当

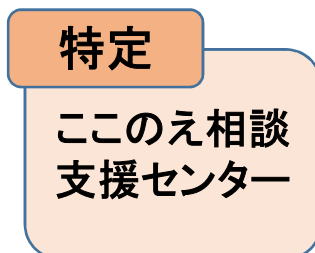
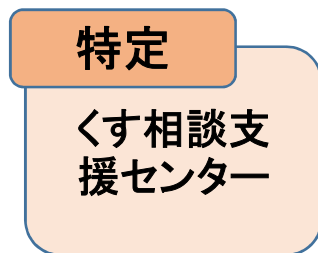
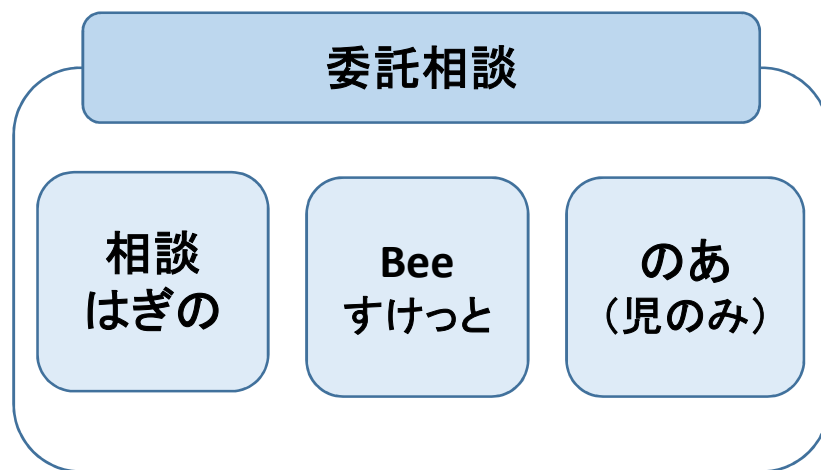
夜間の24時間電話は3委託事業所で月ごと当番制

3. 大分県の現状

玖珠町 ・ 委託(3) ・ 特定(5) ・ 児童(4) ・ 一般(2)
九重町

●人口:22,014人

●面積:557.97km²



○ 2町合同で自立支援協議会を設置

○ 運営は、行政中心
(2町が隔年ごとに担当)

○ 部会設置等について、現在検討中

○ 緊急時等の宿泊できる資源がなく、
日田市の事業所を利用

3. 大分県の現状

中津市 ・ 基幹・委託(1) ・ 特定(8) ・ 児童(7) ・ 一般(3) ●人口:82,237人
●面積:491.44km²

基幹相談支援センター・委託相談

中津市障がい者等基幹相談支援センター

- 基幹相談支援センターとして、大分県で最初に基幹相談支援センターを設置。地域の相談支援体制整備として支援会議の調整・後方支援、年6回の相談支援連絡会での情報交換や研修会、自立支援協議会の事務局として運営補佐。
- 委託相談支援として、全障がい・難病含めてのワンストップ総合相談の実施。
- 虐待防止センターとして、24時間365日で相談受付を実施。
- 地域生活支援拠点等整備に向けた体制の構築・運営補佐。
- 基幹相談支援センターで相談を受けて、サービス等利用する利用者は、地域の指定特定相談支援事業所へつないで計画相談を実施する流れができています。
- 福岡県との県境に位置し、福岡県側の京築地区は生活圈域が中津市となるため、中津のサービス利用が多い。
- 中津市役所を中心に、2キロ以内に中津児童相談所・北部保健所・ハローワーク・中津警察署・社会福祉協議会・中津市障がい者等基幹相談支援センター等があり、連携が図りやすい環境である。

3. 大分県の現状

宇佐市

・委託(3) ・特定(12) ・児童(11) ・一般(9)

●人口: 51,219人

●面積: 439.05km²

委託相談支援

すまいる

※児童発達支援センター、
就業・生活支援センター併設

ぬくもり暖

※虐待防止センター
事業併設

ルポーズ

※地域活動支援センター I 型併設

○宇佐市と委託相談支援事業所が連携して運営する自立支援協議会の活動が活発で、余暇支援やピアサポート活動に力をいれている。

- 地域活動支援センター I 型（ピアスタッフがいて安心のフリースペース）
- ピアサポート事業を活用した余暇支援（絵手紙教室、音楽教室、クッキングクラブ等）
- グループ型移動支援事業（かけはし号）

○人材育成については、委託相談支援事業所を中心にGSVを活用した事例検討や、地域でのOJT体制を進めている。

○宇佐市民集會やピアサポートフェスティバル等の啓発活動や防災対策にも力をいれている。

○一人暮らしに向けた支援に力をいれている。

- 地域移行のための安心生活支援事業（一人暮らしの体験ができる居室を確保）
- 住居入居支援事業（暮らし応援企画）

○地域生活支援拠点等では、緊急時対応機能は事前登録制の形をとっている。

○障がい者アートの活動にも取り組んでいる。

- アトリエぐう（ワークショップ、商品開発）

○宇佐市成年後見支援センターとも連携し受任調整等など成年後見制度等に関する各種相談対応を行っている。

3. 大分県の現状

豊後高田市・委託(2)・特定(3)・児童(3)・一般(2)

●人口:21,839人

●面積:206.24km²

委託相談

みづほ

ひまわり

○地域生活支援事業では、移動支援、日常生活用具の給付又は貸与、タクシー券、手話講座、日中一時支援など、様々な取り組みを行っている。

○市内の障がい福祉サービスの手続きや事業所の紹介、社会資源の紹介等のため、障がい者支援事業所の冊子を作成している。

豊後高田市独自の取り組み

○一般就労の方の送迎サービス／障がい者で一般就労を希望され、自力での通勤が困難な方のために、市が毎日の通勤の手段を確保し、勤務先への送迎を行っている。

○子育て支援／児童発達支援の完全無償化、高校生までの医療費無料、子育て誕生祝い金(第4子100万円、第5子以降200万円など拡充(基準日に分割で支給))、中学生まで給食費無料など。

○移住者応援事業／豊富な空き家バンク物件、移住者向けの無償分譲地を整備等。

令和3年度 市町村自立支援協議会 開催実績調査一覧表

圏域	市町村名	全体会			定例会			事務局会議			専門部会			その他の取組	指定相談事業所等、相談支援専門員数								
		会議名	回数	人数	会議名	回数	人数	会議名	回数	人数	会議名	回数	人数		特定	一般	委託事業所	専門員					
東部	別府市	別府市障害者自立支援協議会	3	20	別府市実務担当者会議	10	17	全体会運営委員会	3	5	地域生活支援部会	8	15	親亡き後問題相談員連絡会(2回・7名) 障がい者虐待防止研修会(14回)	19	12	・社会福祉法人太陽の家 ・社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター ・社会福祉法人別府発達医療センター ・社会福祉法人みのり会	41					
	杵築市	杵築市地域自立支援協議会	2	12	相談支援事業所連絡会	10	委託相談事業所3・市職員2	事務局会議	不定期	6	就労支援部会	-	15						地域ケア会議(12回・30名)	3	3	・社会福祉法人杵築・速見のぞみ会(R3.6まで) ・社会福祉法人太陽の家 ・社会福祉法人みのり村 ・社会福祉法人陽谷福祉会(R3.7~)	6
											子ども支援部会	-	8										
											生活支援部会	-	17										
	国東市	国東市障がい者地域自立支援協議会全体会	1 (書面)	26	国東市障がい者地域自立支援協議会定例会	1	16	さんた会議	10	8	相談窓口部会	10	9	-	2	2	・社会福祉法人秀溪会(障がい者生活支援センタータイレン) ・社会福祉法人共生会(障がい者サポートセンター三角ベース)	6					
姫島村	姫島村障害者自立支援協議会	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						-	-	-		
																						就労支援部会	0
日出町	日出町地域自立支援協議会	3	13	相談支援連絡会	10	13	事務局会議	2	4	地域生活支援部会	5	13	-	7	5	・社会福祉法人太陽の家 ・社会福祉法人みのり村 ・社会福祉法人大分県社会福祉事業団 ・社会福祉法人陽谷福祉会	10						
中南部	大分市	大分市自立支援協議会	2	33	-	-	-	-	-	子ども部会(医療的ケア児支援検討部会を含む)	3	6						-	51	10	・社会福祉法人大分市社会福祉協議会 ・社会福祉法人シンフォニー ・社会福祉法人大分すみれ会	約100	
										就労支援部会	1	6											
										生活支援部会	1	5											
										差別解消推進部会	1	7											
中南部	臼杵市	臼杵市地域自立支援協議会	3	15	-	-	-	事務局会議	2	10	相談支援部会	10	10	-全部会合同意見交換会(1回・39名) ・福祉フォーラム(1回)	3	3	・社会福祉法人みずほ厚生センター ・社会福祉法人豊海会 ・有限会社ぶんごケアマネージメント	9					
											就労部会	6	13										
											児童部会	9	15										
											地域生活部会	8	14										
中南部	津久見市	津久見市地域自立支援協議会全体会	1	11	-	-	-	運営委員会	1	11	しごと部会	7	11	-	2	2	・社会福祉法人津久見市社会福祉協議会 ・社会福祉法人豊海会	4					
											こども部会	11	7										
											くらし部会	-	11										
											子ども支援部会	5	18										
中南部	由布市	由布市地域自立支援協議会	2	14	-	-	-	自立支援協議会事務局会議(運営会議)	10	12	くらし支援部会	3	11	-	6	2	・社会福祉法人庄内厚生館 ・社会福祉法人大分県社会福祉事業団 ・社会福祉法人由布市社会福祉協議会	9					
											しごと支援部会	2	5										
											相談支援部会	7	9										
											相談支援部会	7	9										

圏域	市町村名	全体会			定例会			事務局会議			専門部会			その他の取組	指定相談事業所等、相談支援専門員数				
		会議名	回数	人数	会議名	回数	人数	会議名	回数	人数	会議名	回数	人数		特定	一般	委託事業所		専門員
南部	佐伯市	佐伯市地域自立支援協議会	2	25	佐伯市地域自立支援協議会定例会	1	32	佐伯市地域自立支援協議会事務局(運営)会議	2	15	こども支援部会	7	23	-	11	3	・社会福祉法人わかば会 ・社会福祉法人青山21 ・合同社まるまる	17	
											地域生活支援部会兼合同部会	2	15						
											サービズ等利用計画部会	2	18						
											就労支援部会	4	25						
										権利擁護・虐待防止部会	3	17							
豊肥	竹田市	竹田市自立支援協議会	2	11	-	-	-	相談支援事業所連絡会	11	10	地域生活支援部会	5	19	-	4	4	・社会福祉法人偕俸社 ・医療法人雄仁会加藤病院 ・社会福祉法人やまなみ福祉会 ・社会福祉協議会紫雲会	5	
	豊後大野市	豊後大野市地域自立支援協議会	1	13	定例会	2	15	コア会議	4	6	児童支援部会	3	13						-
										就労支援部会	4	13							
										生活支援部会	3	11							
											相談支援部会	9	14						
西部	日田市	日田市地域自立支援協議会	3	15	-	-	-	自立支援協議会事務局会議(運営会議)	11	10	就労・移送部会	4	10	-	5	4	・社会福祉法人すぎのこ村 ・社会福祉法人大分県社会福祉事業団 ・合同会社オークフィールド	15	
											住むこと部会	6	9						
											子ども部会	3	13						
											相談部会	4	14						
										防災部会	-	-							
	九重町	玖珠町・九重町地域自立支援協議会全体会	1	18	玖珠町・九重町地域自立支援協議会実務者会議			新型コロナウイルスの影響により中止	17	玖珠町・九重町地域自立支援協議会事務局会議	2	6	-	2	0	・社会福祉法人大分県社会福祉事業団(相談支援事業所はぎの) ・社会福祉法人すぎのこ村(Beeすけっと) ・社会福祉法人くらっぶ(こども相談支援センターのあ)	4		
	玖珠町									広報部会	-	-							
北部	中津市	中津市障害者自立支援協議会	22	-	-	-	事務局会議	10	8	地域生活支援部会	4	12	-	9	3	・社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団	18		
										就労支援部会	2	21							
										相談支援部会	2	15							
										こども部会	3	23							
		豊後高田市	豊後高田市地域自立支援協議会	1	23	-	-	-	-	-	地域生活支援部会	2	12	-	3	2	・社会福祉法人みづほ育成会 ・社会福祉法人ひまわり会	5	
	就労支援部会										-	16							
										こども部会	-	11							
										相談支援部会	-	11							
部	宇佐市	宇佐市自立支援協議会	3	19	-	-	-	宇佐市自立支援協議会運営会議	6	22	こども支援部会	3	15	宇佐市民集会(新型コロナウイルスの影響により、意見発表などを録画したDVDにして関係機関等へ配付、市のホームページで動画を限定公開)	11	9	・一般社団法人宇佐市民自治研究センター ・社会福祉法人清流会 ・社会福祉法人大分県社会福祉事業団	19	
											こども支援部会	1	20						
											医療的ケア検討会議								
											就労支援部会	3	19						
											相談支援部会	5	17						
											精神保健福祉部会	4	15						
											地域生活支援部会	1	8						
											地域生活支援部会	3	9						
											地域生活支援部会	7	7						
											地域生活支援部会	3	8						
当事者ワーキング	3	18																	

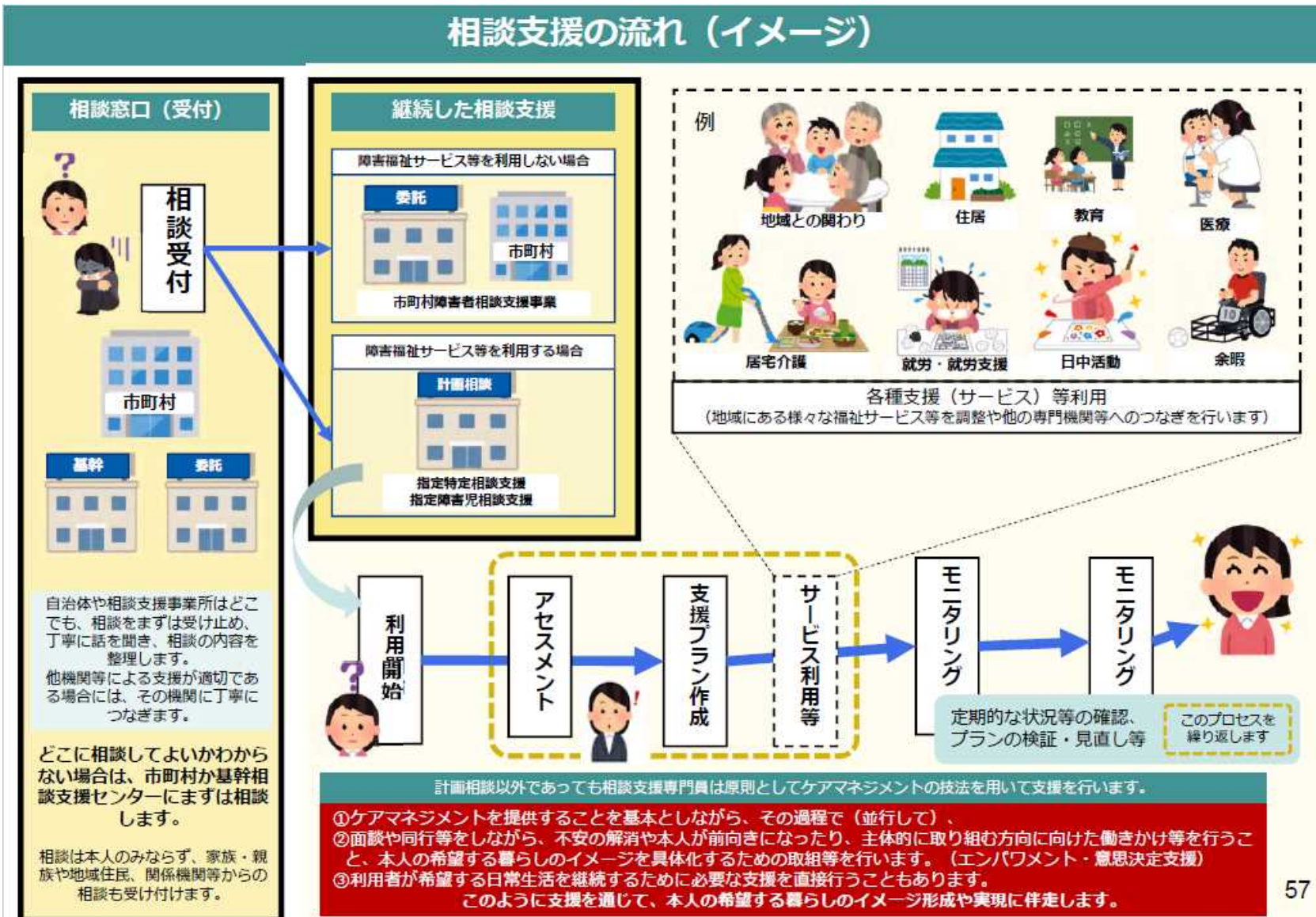
令和3年度 市町村地域生活支援事業【必須事業】実施状況

事業名		事業内容	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	計		
地域生活支援事業【必須事業】	理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者への理解を深める。又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修会や啓発活動などを行う。	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○		○		○				12	
	自発的活動支援事業	障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート活動、災害対策活動、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等)を支援する。	○	○	○	○				○			○		○								7
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的職員の配置や相談支援事業者等に対する指導・助言、情報収集・提供、人材育成、地域移行に向けた取組等を行い、相談支援機能の強化を図る。	○	○	○	○	○	○					○	○		○		○	○	○	○	13
		住宅入居等支援事業	障害者等の入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う。											○									
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする知的障害者や精神障害者等が成年後見制度を利用する際、経費の全部又は一部を補助する。	○	○	○	○	○	○			○		○	○			○		○	○	○	○	14
	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援などを行う。	○	○	○	○			○								○	○					7
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能その障害により、意思疎通に支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援などを行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
	日常生活用具給付等事業	重度障害のある障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
	手話奉仕員養成研修事業	日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員の養成研修を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	17
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	17
地域活動支援センター機能強化事業	障害者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○				14	

令和3年度 市町村地域生活支援事業【任意事業】及び地域生活支援促進事業 実施状況

事業名		事業内容	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	計			
地域生活支援事業【任意事業】	日常生活支援	福祉ホームの運営	福祉ホームの運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12		
		訪問入浴サービス	訪問入浴サービスの提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
		生活訓練等	生活訓練の及び指導等の実施	○	○	○																		3
		日中一時支援	日中一時支援の提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
		地域移行のための安心生活支援	居室確保事業(緊急一時的な宿泊・体験的宿泊)やコーディネート事業の実施		○		○							○		○								4
		巡回支援専門員整備	発達障害等の専門員が保育所や放課後児童クラブ等に巡回等支援を実施することによる、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	相談支援事業所における退院支援体制を確保するための必置職員以外の職員の賃金や諸経費等の助成																					-
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	市町村の協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進に向けた取組を行い、地障害者への地域生活支援の実現を図る。												○									1
		児童発達支援センターの機能強化	多障害や支援困難事例への対応等機能強化の推進及び地域の障害児等支援の取組の充実を図る事業など多様な地域支援の推進																					-
		地域生活支援促進事業	社会参加支援	レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や運動会などの開催による障害者等の社会参加の促進		○	○	○		○													
芸術文化活動振興	障害者等の作品展、音楽会、映画祭などを開催し芸術文化活動を振興することによる、障害者等の社会参加の促進				○	○	○			○			○	○										6
点字・声の広報等発行	点訳、音声訳その他方法による、地域生活を営む上で必要な情報の定期的又は必要に応じた適宜の提供			○	○	○	○	○				○												6
奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修の実施			○	○	○	○																	4
複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	意思疎通支援事業が未実施の市町村等における共同実施による事業実施の方法の検討																							-
家庭・教育・福祉連携推進事業	家庭への身近な支援を行うための教育・福祉連携施策の実施																							-
発達障害児者地域生活支援モデル事業	発達障害児者の特性を踏まえた支援手法を開発するためのモデル事業の実施																							-
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待防止センターの体制整備、関係機関との連携協力体制の整備	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○									8		
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケア児の地域における受け入れ促進のための体制整備				○																	1		
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用促進のための研修会等の開催、パンフレット・ポスターの作成等								○	○							○					3		
発達障害児者及び家族等支援事業	ペアレントプログラムやピアサポートの推進等、発達障害児者及び家族への支援体制の構築															○						1		
地域生活支援事業の効果的な取組推進事業	運営協議会の設置・運営や実態把握調査の実施など地域生活支援事業の効果的かつ計画的な実施のための取組																					-		
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度訪問介護を利用する者が大学等で就学するための通学及び大学内での身体的介護等の提供																					-		
特別促進事業	地域の特性等に応じた政策的な課題の解決を図るための事業の実施			○	○	○							○									4		

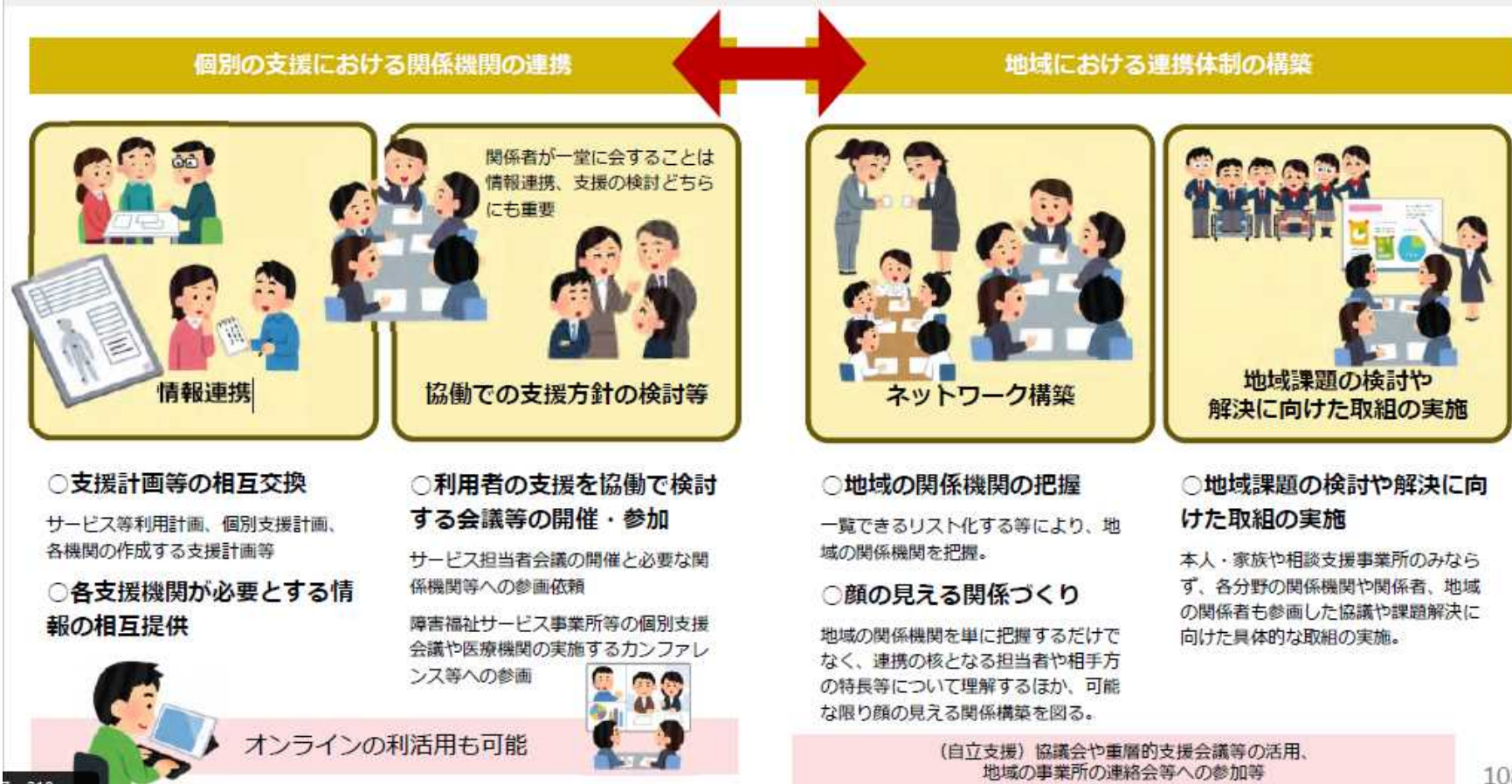
4. 相談支援の流れ



4. 相談支援の流れ

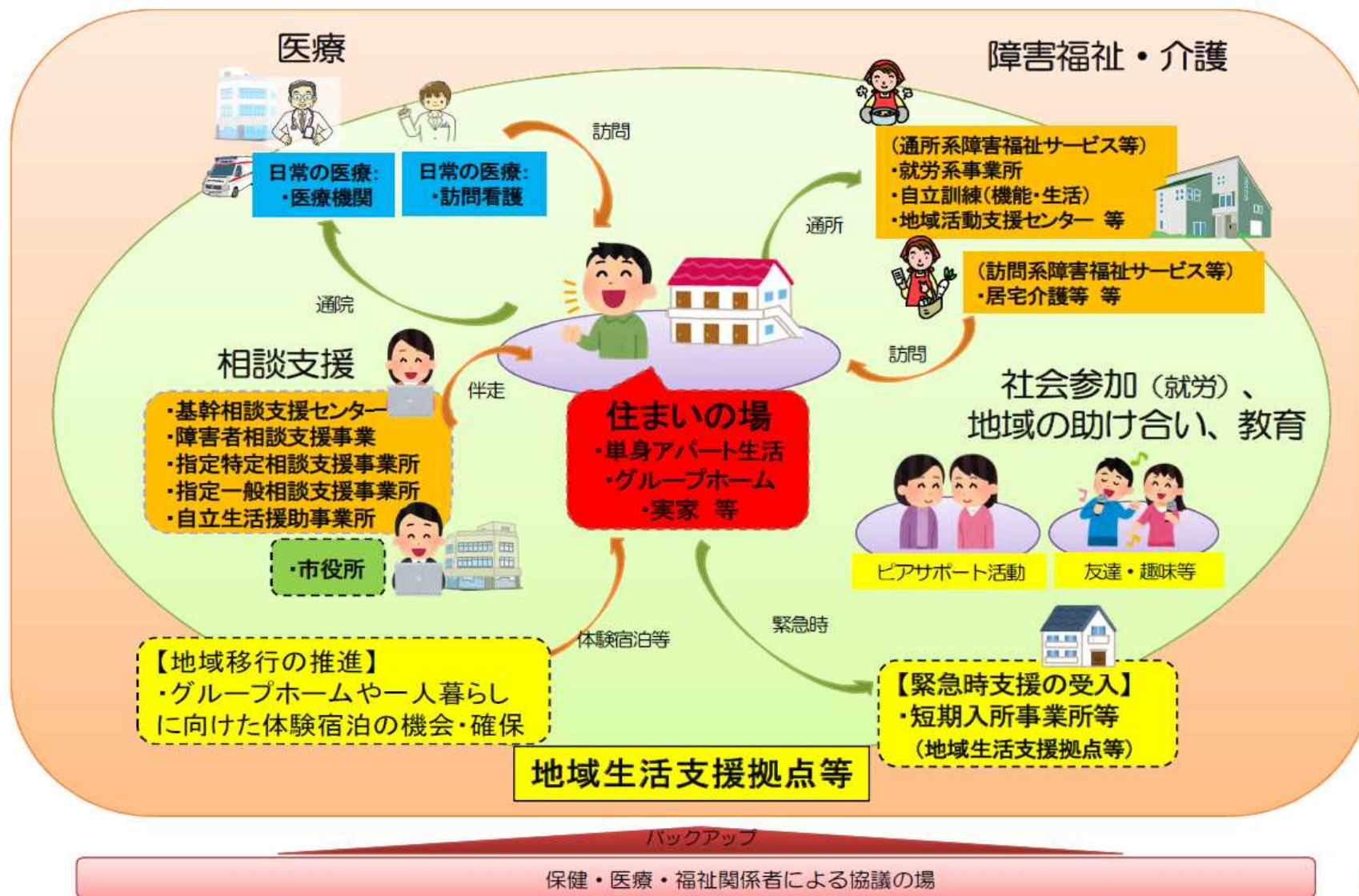
相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。



4. 相談支援の流れ

【地域共生社会（イメージ）】



【出典】令和4年度相談支援従事者指導者養成研修資料

5. 研修体系

【研修の種類】

○法定研修

- ・ 相談支援専門員の資格取得、資格更新に必要な研修
- ・ 主任相談支援専門員の資格取得に必要な研修

○スキルアップ研修

- ・ 法定研修では不足する部分を補足する重要な研修
- ・ 本ビジョンで定めるキャリアパスを参考として、適切な時期に受講する必要

○講師養成研修

- ・ 法定研修の講師又はファシリテーターを養成する研修

5. 研修体系

研修名	種別	対象者
相談支援従事者初任者研修	法定研修 (資格取得)	相談支援事業に従事しようとする者
相談支援従事者現任研修	法定研修 (資格更新)	指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、 一定の経験を有する者 (初回) 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験 (2回目以降) 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験、 又は現に相談支援業務に従事していること
主任相談支援専門員研修	法定研修 (資格取得) ※主任相談支援 専門員配置加算 要件	現任研修修了後相談支援業務に3年以上従事した者のうち、以 下のいずれかの要件を満たすもの ①基幹相談支援センター等において現に指導的役割を担う者 ②相談支援従事者研修等の講師、ファシリテーター ※九州ブロック共同開催への派遣は、大分県自立支援協議会 相談支援・研修部会で受講者を選定
専門コース別研修 →次ページ【別表】参照	スキルアップ	相談支援従事者現任研修の受講対象者

5. 研修体系 【別表】専門コース別研修

コース名	概要
障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種制度の概要及び障害児の生活ニーズを理解する。（発達障害の定義、診断基準、障害の特性理解、関係機関等の理解） ・ 障害児支援における相談支援（実践事例の報告、支援体制の組み立て）
権利擁護・成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。 ・ 相談支援に必要な権利擁護の視点
地域移行・定着、触法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。 ・ 障害者地域移行支援における相談支援 ・ 触法障害者支援における相談支援
セルフマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフマネジメントの概要及びその支援について理解する。 ・ セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割を学ぶ
スーパービジョン・管理・面接技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパービジョンの意義と活用を理解する。 ・ スーパービジョンの実際と活用
意思決定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定支援の必要性 ・ 意思決定支援の概要と意思決定支援ガイドライン ・ 意思決定支援ガイドラインの実践
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労系サービスにおけるサービス管理者と相談支援専門員の役割 ・ 就労支援のプロセスと就労系サービスの役割 ・ 職業準備性とアセスメント ・ 企業と経営の基礎理解 ・ 職務分析と作業指導 ・ 就労支援におけるケアマネジメント ・ ケースから学ぶ就労支援プロセスの実際

5. 研修体系

研修名	種別	対象者
障がい者虐待防止・権利擁護研修	スキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所職員 ・ 市町村職員（障がい福祉担当課）
医療的ケア児等コーディネーター養成研修 ※R4以降の実施については未定	スキルアップ ※要医療児者支援体制加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定相談支援事業所において相談支援事業に従事している者 ・ 保険医療機関等において経済的・心理的・社会的問題の解決及び調整の援助に従事している者 ・ 市町村の職員で医療的ケア児等の支援を担当する者
親なきあと相談研修会 ※7地域で年2回実施	スキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援専門員 ・ 関係機関（弁護士、社労士、司法書士等）
強度行動障害支援者養成研修 （基礎研修、実践研修）	スキルアップ ※行動障害支援体制加算要件	現に障害福祉サービス事業所等において、知的障がい又は精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者

5. 研修体系

研修名	種別	対象者
地域移行ラボラトリー”イコラボ”	スキルアップ	相談支援専門員
精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム研修	スキルアップ ※精神障害者支援体制加算要件となる可能性有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援専門員 ・ 精神科医療機関の職員 ・ 行政機関の職員（保健所保健師、障害福祉担当職員等）
障害者ピアサポート研修 （基礎研修・専門研修）	スキルアップ ※ピアサポート体制加算要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所等において、ピアサポーターとして従事する者または従事しようとする者 ・ ピアサポーターと同一事業所内に所属し、ピアサポーターと協働して管理者等として従事する者または従事しようとする者
専門コース別研修 ・ ファシリテーター養成	講師養成	相談支援専門員（相談支援従事者研修のファシリテーターに従事しようとする者）
相談支援従事者指導者養成研修	講師養成	現に相談支援に従事している者等であって「相談支援研修事業」において企画立案・運営に携わる中心的な役割を担う者 ※大分県自立支援協議会相談支援・研修部会で受講者を選定

6. キャリアパス

